

災害時等における高知県への高知地方気象台職員派遣等に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、高知県内において地震・気象災害等が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、高知県（以下「甲」という。）と高知地方気象台（以下「乙」という。）が相互協力を行うことにより、高知県地域防災計画に基づく防災活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(気象情報等の解説及び連絡)

第2条 乙は、高知県内に地震・気象等による災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合は、甲に対して随時電話等による解説を行う。また、甲は、地震・気象等要因とみられる災害の発生、または前兆現象の情報を入手した場合は、速やかに乙に連絡する。

(職員の派遣)

第3条 乙は、甲から要請があった場合において、業務に支障がない限り甲に職員を派遣し、高知県災害対策本部や関係部局に対して、地震・気象等に関する防災情報の解説及び助言を行う。

2 派遣した乙の職員が甲に駐在する場合は、甲は、可能な範囲において作業が可能な駐在場所、電源及び通信を確保する。

(職員の派遣の目安)

第4条 前条により乙の職員を甲に派遣する目安は次のとおりとする。

- ア 高知県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- イ 高知県内に津波警報が発表された場合
- ウ 高知県内に台風が接近するおそれがある場合
- エ 高知県内に大規模な気象災害が発生するおそれがある場合
- オ その他、防災活動の円滑な実施に必要な場合

(意見交換会等)

第5条 甲及び乙は、防災施策への相互の理解を深めるため、定常的に意見交換会や勉強会を開催する。

(連絡窓口)

第6条 この覚書に関する窓口は、甲においては、危機管理部危機管理・防災課、乙においては、防災業務課とする。

(協議)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この覚書は、平成25年 7 月 18 日から適用する。

(覚書の保管)

第9条 この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙双方押印のうえ、各自1通を保管する。

平成25年 7 月 18 日

甲 高知県

知 事

乙 高知地方気象台

台 長